

事務連絡
令和2年5月8日

各市町(学校組合)教育委員会
学校教育担当課 御中

愛媛県教育委員会
義務教育課教育指導グループ

学校教育活動の段階的再開（分散登校）について（依頼）

このことについて、本日付けの2教義第265号にてお知らせしたところですが、分散登校において特に留意していただきたい点を次のとおりまとめました。

つきましては、児童生徒を受け入れる前日までに、所管の各小中学校長に連絡し、児童生徒等の教育に携わる県内全ての教職員（非常勤職員等も含む）が同一歩調で指導に当たる態勢づくりに御協力をお願いします。

記

1 感染防止対策に関すること

学校再開については、早期の学校再開を望む声があがる一方、感染防止対策に関し不安視する声も少なからずある現状に鑑み、感染防止対策については、「学校は可能な限りの感染防止対策をしている」ことを児童生徒や保護者、地域に目に見える形で示すことにより、児童生徒や保護者が学校再開に理解を示し、安心して学校に通う（通わせる）ことにつながります。したがって、これまでの通知等でお願いした3密回避行動やマスク着用、咳エチケット、手指の消毒等、及び朝の検温や健康チェック等の基本的な感染防止対策はもとより、既に「小中学校における分散登校に係るガイドライン」で示すとおり、1教室当たりの人数を制限したり適切な身体的距離を確保したりするほか、全教職員がフェースシールドを装着したり、児童生徒が使用する全ての教室で教卓前にラミネートや透明シート等を設置したりして、教室内での感染防止対策のより一層の強化を再開初日までに漏らさず取り組んでください。

2 学籍に関すること

5月11日（月）からの分散登校は、あくまで臨時休業中の登校日扱いであり、指導要録上の授業日数には含めない（出欠には算入しない）ものであることから、児童生徒及び保護者から「不安なので欠席してもよいか」などの問合せがあった場合、授業日ではないので欠席にはならないことや無理に登校しなくても差し支えないことを伝えるとともに、その不安に誠意を持って寄り添うなど適切な対応に心掛けてください。

3 自宅待機に関すること

新型コロナウイルス感染予防に関して、学校が児童生徒又は保護者に自宅待機を要請できるのは、①児童生徒に発熱やせき等の健康不良が認められる場合や濃厚接触者に特定された場合、②保護者からの要請や本人の不安感、体調不良等により、欠席の申し出があった場合に限定しており、単に、保護者が仕事のために感染拡大地域を行き来していることのみをもって、児童生徒に自宅待機を求めたり勧めたりすることが絶対ないようにしてください。併せて、児童生徒や保護者からの不安に対しては、「体調に問題がなければ学校は登校を受け入れる」という基本姿勢を明確にし、真摯な態度でその払拭に努めるとともに、感染予防を徹底しながら医療や物流、交通機関等、様々な仕事に従事し社会を支えている人々の働きについて正しい理解促進を図り、そうした人々やその家族に対する偏見や差別が生じないようにしてください。

【本件問合せ先】

愛媛県教育委員会義務教育課

教育指導グループ 担当係長 大倉 匡仁

TEL (089) 912-1000 (内線 4817)

E-mail ookura-tadahito@pref.ehime.lg.jp